

随意契約による町有地売却手続きについて

1 売却物件一覧

物件 番号	区分	所在及び地番	地 目 (公簿)	地 積 (公簿)	売却価格
1	土地	糸田町字仏熊 3960 番 32	雑種地	466.00 m ²	4,820,000 円

※町有地の売却価格を変更しました。

2 申込みのできる方(参加資格)

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員並びにこれらのものから委託を受けた者でないこと。
- (2) 町税等の滞納がない者。
- (3) 当該地を公序良俗に反する用途又は公共福祉に反する用途に使用しない者。

3 購入申込(購入申込書の提出)

- (1) 先着の方が優先となります。
- (2) 受付初日に限り同日に複数の申込みがあった場合は、抽選により決定となります。
- (3) 申請様式は「普通財産購入申込書」になります。
- (4) 糸田町役場防災管財課(役場 2 階)へ持参してください。
- (5) 申込書提出の際、「普通財産購入申込書」に記載してある添付書類を各々1 通添付してください。

※証明書は、発行後 3 ヶ月以内のものとしします。

4 申込みの受付

- (1) 受付期間 令和7年5月20日(火)～随時(土曜日、日曜日、祝日を除く、)
午前8時30分から午後5時00分まで

※持参による申込みのみ受け付けることとし、郵送による申込みは不可とします。

- (2) 受付場所 糸田町役場2階 防災管財課 TEL0947-26-1232

5 購入者の決定方法

- (1) 申込みが1 件の場合は、書類選考により購入者を決定し、文書で決定した旨を通知します。
また、受付初日に限り同日に複数の申込みがあった場合には抽選を行い、購入者を決定します。

※抽選会を開催する場合は、令和7年5月27日(火) 午前10時に実施予定です。

※抽選会では、購入者のほかに補欠者(購入者が買受けを辞退した場合に、繰り上げ購入者

となる方)及びその順位を決定します。

6 現地説明会

- (1) 現地説明会はいませんので現地の確認は申請者において行ってください。
- (2) 現地案内を希望される方は連絡をいただければご案内いたします。

7 契約保証金の納入

- (1) 購入者は、売買代金全額を契約締結と同時に一括納付することを原則としますが、売買代金を指定の納期限内に納入する場合は、契約締結の際、契約額の100分の10以上の現金又はこれに代わる担保を契約保証金として町に納入しなければなりません。

※契約保証金の帰属について、購入者が契約時に売買代金の一括納入をしない場合において、指定の納入期限までに売買代金を納入しない場合は、売買契約を解除し、納入済みの契約保証金は町に帰属します。

8 売買契約

- (1) 契約保証金又は売買代金全額の納入が確認できたら売買契約(契約書は町が用意)を締結します。
- (2) 町から納入通知書をお渡しします。
- (3) 作成する契約書2通のうち1通に貼付する収入印紙は購入者負担になります。

9 所有権移転

- (1) 売買代金全額の納入が確認できましたら、町で所有権移転登記の手続きを行います。所有権移転に掛かる登録免許税(収入印紙)は購入者負担となります。
- (2) 所有権移転登記が完了したら登記識別情報通知書等を郵送します。

10 留意事項

- (1) 物件の引き渡しは現状有姿のまま行います。物件の敷地内外の土壌、工作物(電柱、フェンス、資材、埋設物等)供給設備の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定等及び隣接地権者との協議その他物件の現況に関する事項について調整等が生じた場合は、すべて購入者の負担と責任において行っていただきます。
- (2) 購入者は、売買契約締結後、この物件に種類、品質又は数量のほか、土壌汚染、地盤沈下、地中埋設物等に関して契約内容に適合しないことを理由として、履行の追完請求、売買代金等の返還若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。
- (3) 購入者が、売買契約締結に定める義務を履行しないために、町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (4) 物件については、申込書に記載している使用目的及び希望理由のとおり活用するとともに、法律上の規制を遵守しなければなりません。

- (5) 物件調書や各法律等により定められた使用制限、条件、手続き等の詳細につきましては、それぞれの関係部署で事前に確認してください。

11 問い合わせ先

糸田町役場 防災管財課 管財係 電話:0947-26-1232(直通)